

主な人権課題

「犯罪被害者等」

法務省が発表している主な人権課題の中に「犯罪被害者等」という課題があります。

平成29年度に内閣府が行った人権に関する世論調査に「犯罪被害者やその家族に關し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?」という問いがありました。その回答は多かつた順に次の通りです。(簡略化している部分もあります)

- ① 事件に關して噂話をされること
 - ② 精神的なショックを受けること
 - ③ プライバシーの公表とその結果家族の平穩が保てなくなる
 - ④ 相談しても、期待通りの対応が受けられないこと
 - ⑤ 捜査や裁判で精神的負担を受けること
 - ⑥ 被害者の声が十分に反映されないこと
 - ⑦ 経済的負担を強いられること
- などが挙げられました。
- 犯罪に遭われた被害者の方々は、犯罪そのものや、PTSD(心的外傷後ストレス障

害)などの後遺症によって精神的、経済的に苦しめられています。それにもかかわらず、追い打ちをかけるように、先の回答に挙げられたような二次被害を受けることがあります。また被害者本人だけでなくご家族にも、私生活の平穩が脅かされるなどの問題が起きています。

中でも、性暴力の被害者は、興味本位の話題にされることや「被害者にも落ち度があった」と誹謗中傷されるなど、被害者の心情を無視した取り上げ方をされる場合もあります。そのため被害者が自分を責めてしまうという悲しいケースもあるようですが、性暴力は100%被害者の責任ではありません。

このような犯罪被害者等への人権侵害に対して、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。この法律に基づき、同年「犯罪被害者等基本計画」(平成28年第3次基本計画策

定)が作られています。また、毎年11月25日から12月1日を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穩への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

さらに、犯罪被害者を支援するための「公益社団法人全国被害者支援ネットワーク」や「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」などが設けられています。他にも、法テラス(日本司法支援センター)では、法トラブル解決に向けた支援を受けることができます。犯罪のない社会を築くことは人類の永遠の課題ですが、現実には犯罪は後を絶ちません。せめて、被害に遭われた方々の人権が守られるように、この問題の理解を深めていきたいと思います。

(参考: 全国被害者支援ネットワーク・法務省「人権の擁護」)

市人権推進課(教育庁舎1階)

☎ 32・2122

FAX 33・3525

Mail:jinkensushin@city.komatsushima-i.tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (361) 松並敦子・選

引越しの荷物を迎えいれながら家族が増える新居は馨る

横須町 山崎 泰子

梅干は三日三晩と亡母の声紫蘇色あざやかに染まりゆく梅

赤石町 田原トシ子

山頂の売店に翁ひとり居て紫陽花の苗四百円なり

田浦町 太田カツミ

眉山の深き緑を背に受けて白亜の城は平成病院

横須町 福島 夢栄

読経終えふと見上げれば大師様見守りくるる三重の塔

田浦町 西 教明

忘れてたのんきに食後昼寝して毎月中旬短歌のメ切り

坂野町 橋本千代乃

台風の被害は思ったより軽く朝な夕なに虫の声する

榊渕町 松下 玉枝

台風時も違わず届く朝刊は一字も残さず読み終りたり

江田町 深田 伴子

病氣などしている暇はありませんと言いつつ増える診察カード

立江町 湯浅かや子

今年も届く友よりのぶどう「藤総」電話の声も昔のままに

横須町 三宅 敏恵